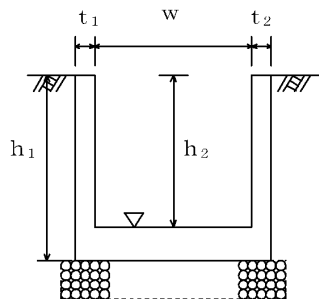
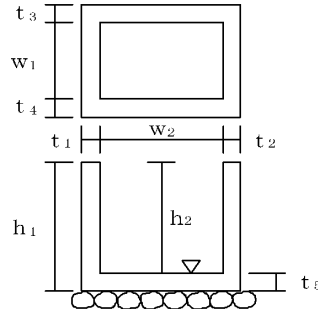
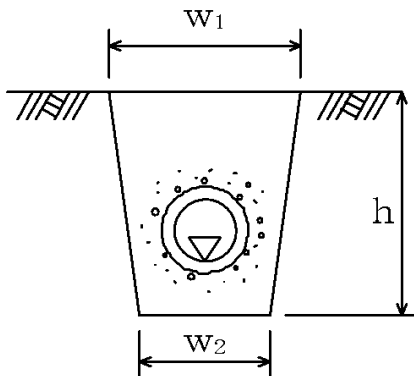


請負工事施工管理基準改正資料

令和 7 年 4 月

名古屋市緑政土木局

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値（mm）	測定基準	測定箇所	摘要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	7		現場打水路工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所測定する。 延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚さ t ₁ t ₂	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h ₁ h ₂	−30			
						延長 L	−200	1 施工箇所毎測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	8		集水枥工 街渠枥工 特殊街渠枥工	基準高▽	±30	1ヶ所毎測定する。 ※現場打部分がある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		上部部分は各構造物の規格値による
						※厚さ t ₁ ～t ₂	−20			
						※幅 w ₁ w ₂	−30			
						※高さ h ₁ h ₂	−30			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	9		暗渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所測定する。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w ₁ w ₂	−50			
						深さ h	−30			
						延長 L	−200	1 施工箇所毎測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理方法を行う場合は、延長の変化点で測定		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10)			
							工事規模 I 以上	工事規模 II 以下	工事規模 I 以上			
6 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	片側延長 40m 毎に 1 ヶ所測定し、さらに片側延長 200m 毎に 1 か所を掘り起こして厚さを測定する。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方※ 工事規模 I とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上、あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が、500 t 以上の工事とする。 工事規模 II とは、工事規模 I 以外とする。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず施工面積で判断する。	
						厚 さ	t < 15 cm	－30	－10			
							t ≧ 15 cm	－45	－15			
						幅	－100		—			
6 道路編	2 舗装	3 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	－9		－3	片側延長 40m 毎に 1 ヶ所の割で測定し、さらに 500 m ² 以上で 1000 m ² に 1 個の割でコアーを採取して測定する。 「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X 10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	街渠工は取合舗装工を準用 (ブロック設置部分について側溝工を準用)
						幅	－25		—			
6 道路編	2 舗装	4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽			±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所測定する。 なお、従来管理のほかに「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、ほかの方法によることができる。	
						延長 L			－200			